

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和四年十月一日から十二月三十一日までとする。

令和五年二月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
債務の免除 該当なし、その他 八件  
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
十億五千四百六十二万三千元  
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部のゴム製品製造業者（津波により工場等が全壊、在庫が流出）
- 二 岩手県沿岸部の水運業者（津波により事務所等が流出）
- 三 宮城県沿岸部の燃料小売業者（津波により倉庫等が全壊、商品等が流出）
- 四 宮城県沿岸部の専門サービス業者（津波により自宅兼工場が全壊）
- 五 宮城県沿岸部の水産物加工品製造業者（津波により工場建物・生産施設等が損壊、在庫も流出）
- 六 宮城県沿岸部の冠婚葬祭業者（震災により設備が損壊、風評被害により売上が減少）
- 七 岩手県沿岸部の自動車販売修理業者（震災により事務所が損壊、津波により営業用車両が流出）
- 八 宮城県沿岸部の卸売事業者（津波により本社施設が損壊、在庫も大半が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

九億六千七百二十一万八千円